

那覇市公報

第 1 6 5 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○指定緊急避難場所の指定（総務課）…………… 936

○指定避難所の指定（総務課）…………… 938

◇ 公 告 ◇

○平成26年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 940

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 964

○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）…………… 964

○会議開催の公告について（商工農水課）…………… 966

○指定管理者の募集について（商工農水課）…………… 967

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 969

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 970

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 971

◇ 監査委員公表 ◇

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）…………… 972

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号
平成 27 年 9 月 15 日

那覇市監査委員 新 城 和 範
同 宮 里 善 博
同 翁 長 俊 英

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

那 覇 市

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合 計 (件数)			措置状況		
指摘	意見		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				改善取組中	70
			不要	—	49

973

(平成26年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	外 部 監 査 監 査 課 改善計画又は改善が不要な理由	措 置 課 実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
7	市民スポーツ課 学校教育課	18	指摘事項	(上級団体の補助の経費) ガイドラインに基づき、上級団体等へ申請助する場合は、再補助の目的を明確にするとともに、上級団体の資金使途に補助金も使途する必要がある。その結果に基づいては、間接補助は行わず、上級団体等への直接補助に切り換えることも検討する必要がある。	不要	(市民スポーツ課【不要】) 上級団体(沖縄県体育協会)の事業内容は、スポーツの普及・振興、調査研究、県民体育大会の開催、国民体育大会への県代表の派遣等、果たす役割は大きく、負担金の使途については、公益性は高い。 負担金の額の適正化や交付方法については、上級団体(沖縄県体育協会)と那覇市体育協会とを兼ねた団体の双方が協議すべきであり、市が直接関係する性質のものではない。今後とも、適正に執行されているか確認を行うものとする。 (学校教育課【不要】) 上級団体(沖縄県体育協会)は、中学体育の調査研究、各競技部門の大会実施等支出は、上級団体による補助金及び公益金に充てられ、当該団体の支出は、新嘉地区5市町村からの補助金及び生徒負担分の徴収の中心で行っており、那覇市からの補助金にはあてられないと考える。また、当該団体は、体系的な事業を運営しており、本市のみの負担を継続にすることはできず、直接、間接の事業に補助金として支出する性質のものではない。今後とも、適正に執行されているか確認を行うものとする。	—	—	—
8	企画調整課	19	意見	(経費報告書における決算書のチェック体制) 決算報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当等でも随時補助に検閲できるよう、統一した様式を設けてポイントのみの別紙として作成する方法なども考えられる。かなり困難な面もあるとは思われるが、会計の専門家のアドバイザーも限りがら工夫していただきたい。また、このような状況を踏まえて、会計の専門家を含めた第三者による例えば「補助金審査会」などを設置し、定期的な検閲を行うことが必要であろう。	要	平成27年6月2日付けで財政課長より各所属長宛「補助金に係る適正な事務手続きの確保について(依頼)」通知済。 平成26年度算定の補助金に関するガイドラインの周知を図り、まずは、実施計画の際に補助金適正化チェックシートを活用して毎年度検閲を行う。	平成27年度	—	改善取組中
9	企画調整課 福祉政策課	19	指摘事項	(「定率補助」を原則とすること) 補助金は定率補助が原則であること、また、ガイドラインに基づき、補助金は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。	要	(企画調整課【要】) 平成26年度算定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に押し付けの補助金について補助金適正化チェックシートを活用し補助対象経費や補助率を確認する。 (福祉政策課【不要】) 補助率が1/2を超えている補助団体については、当該団体の事業活動内容や財政状況等を踏まえた結果、ガイドラインのただし書きに基づき、当市の政策として、補助率1/2を超える補助金を交付している。	平成27年度	—	改善取組中
10	企画調整課 財政課	19	指摘事項	(負担金の見直し) ① 法令、契約等に基づいて国、他の方公共団体(一部事務組合等含む)との特定事業から特別の利益を受けることに對して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要があれば他の地方公共団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通じた負担金の引き下げを要請する。	要	(企画調整課【要】) 当該団体の設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。 (財政課【要】) 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。	平成27年10月	—	改善取組中
11	地務課 財政課	19	指摘事項	(負担金の見直し) ② 各団体等を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てられるため経費削減が認められ費用を支出するものについては、市政運営上に支障がない場合は、税金(組合)については、組合、組合が市政運営上、税金、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行政改革への取組みや経費削減などを通して負担金の引き下げを要請する。	要	(地務課【要】) 那覇市町村会との調整及び本市関係課による事業内容や決算等の審査を行い、県政としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。 (財政課【要】) 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛り込み、関係各課へ再確認させる。	平成27年度	—	改善取組中

975

976

977

ID	所管部署	頁番号	招請区分	招請事項又は意見の内容	改善の 必要性	外 部 監 査 改 善 措 置			実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
						改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	措置			
28	福祉政策課 ちやーがん じゅう課	37	意見	(社会福祉法人の役員報酬等について) 理事長等の定款要項には一般職員の人事費だけでなく、理事等長などの役員報酬や施設長給与等の報酬も含まれているの事。本市が管理しており、かつ補助金を交付している団体先等に係る役員報酬等についても、不当に高額でないかの検証をすることも必要である。	不要		(福祉政策課【不要】) 当該法人の役員報酬は一般職員の給料よりも低額であり、不当に高額だとは判断されない。		—	—	—
29	観光課	38	意見	(社) 那覇市観光協会の自己収益比率 (72.46%) について) 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2 団体に比べるとうる。	要		自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。		平成29年度	—	改善取組中
30	観光課	39	意見	(一般社団法人、財団法人関係保存会の自己収益比率 (9.41%) について) 補助金と寄附金で収入の9割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎており、補助金や寄附金がなければ存続は難しい。まず、団体の自立性を確保する観点から、参加料の取収等により自主財源を確保する必要性がある。	要		機材等の販売、関連商品やロゴの作成・活用等の自主財源確保策について検討・調整する。		平成29年度	—	改善取組中
31	観光課	39	意見	(社) 那覇市観光協会の自己収益比率 (0.01%) について) 収益の内訳をみると、収入のはば全部が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金頼りの経営体制を改善し、早急に、イベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取組むべきである。	要		平成25年度はハリー会館建築補助金が少なかったことから低い数値になっているが、何年かは10%前後である。さらに自主財源の比率を高める方法について検討・調整する。		平成29年度	—	改善取組中
32	総務課	53	指摘事項	(那覇市町村会費負担金) 那覇市長に於ける当該負担金の必要性、有効性について、検証等を行う。市長に説明する必要がある。必要性、有効性がほとんど無いと認められる場合には、廃止（設置）も検討し、新たに入れた検討すべきである。	要		負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係機関による事業内容や状況等の調査を行い、県都としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。		平成27年度	—	改善取組中
33	総務課	54	意見	(那覇市町村会費の取扱いについて) 那覇市町村会会費中設置する必要性がほとんど認められないうと考えられることから、広域3 団体の統合も視野にいれて組織の見直しを進めるべきである。	要		広域3団体それぞれの設置趣旨、事業内容を検証し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。		平成27年度	—	改善取組中
34	総務課	54	意見	(財政調整基金について) 市は、那覇市町村会に対して、職員退職金としての増立であれば規定を設け、退職給付引当資産として毎期必要額を増立てるよう求めるべきである。	要		当該増立基金に職員退職金に併用増立が計上されているのであれば、退職給付引当資産への計上率、必要な措置を講じるよう求める。		平成27年度	—	改善取組中
35	総務課	55	意見	(防災行政無線 (デジタル・アナログ) 電波利用料、MCA 無線電波利用料) 今後、市内における防災行政無線等の効果も希薄しながら、必要箇所への検討及び設置を進める必要があるものと思われる。	要		防災行政無線は、災害時に屋外で活動している方への主要な災害情報伝達手段の一つであるため、市民の安全・安心確保を図る観点から継続地域での調査を実施する。 また、MCA無線については災害時に迅速に伝達可能な通信が可能であるなど、その有用性が防災行政無線大震災、新潟中越地震においても確認されている。また、本市の防災訓練等において活用しMCA無線の有用性を検証する。		平成27年度～	—	改善取組中
36	市民係課	58	指摘事項	(地方自治電子化協議会関係負担金) 市におけるさらなる普及促進を図るべく、制度のPR 等が必要である。負担金のうち大きな金額を占める運用関係負担金については、負担額と受益の程度について毎年検証し、地方自治電子化協議会に対し負担金減額の要請をすべきである。	不要		金地方公共団体を会員とする地方自治電子化協議会 (以下「協議会」) の運営するeTAX (e-TAX (税務)) の本市における利用促進については、申告対象法人や特別徴収義務者に対する通知文や封筒にeTAXによる申告・提出ができる旨の表示を継続する他、協議会を通じて全国一斉広域利用を促す。また電子申告ソフトの利用方法のスマートフォンを代理士会等の説明会で活用利用する事業計画を予定する。 運用関係負担金は、電子申告や後払支払明書の電子提出等に際してシステムの開発、運用及び維持管理に要する費用を各会員の人口や後取額に基づき按割されるものである。本市でのeTAX利用は、法人市民後払申告対象を明くとると、ここ数年5%以上増加、26年度末には約7.0% (7,041件) (前年度比) として前20年度1,600件 (589.3%) で、今後も向上すると見られる。負担金に占める本市の受益をこれら電子申告・提出に係る税負担額は十分にまかなうことができ、減額要請の必要性はないと考える。		—	—	—

(平成26年度)				外 部 監 査 改 善 措 置 票			実施日及び実施内容	処理区分
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由		
37	市民生活安 全課	61	指摘事項	(那覇市保安対策推進事業補助金) 保安灯設置と犯罪被害の関連や、また、設置団体の効果の検証が必要である。学校周辺の通学路になっており、人家のほとんど無いような場所にも設置が促進されるよう、市の働きかけが必要である。	不要	保安灯の設置目的としては、夜間における犯罪の防止とともに、市民の安全な通行を図ること大きな目的となっており、安全で安心な地域づくりに貢献している事業である。効果の検証については、実施報告書において事業成果を記載できるようにしており、当事業が地域の防犯を推進する上で重要であることが確認できる。また、設置箇所については、申請する自治会等とも相談しながら、優先順位を決定している。	—	—
38	市民生活安 全課	67	意見	(那覇市自治会保安対策推進事業補助金) 公正性の観点のほか、補助金額に見合う効果が十分に期待できるとは言えないこと、(有効性の観点)、他の団体等との間で公平性が保たれていること（公平性）の基本的な視点が必須。 (保安灯を設置した) 特定の自治会等一部の住民の負担増費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われるので、補助目的を電気料金補助として改めるべきである。	要	平成25年度から実施している当該事業は安全安心を図りながら、自治会の活性化を図ることを目的として行っている。自治会活性化の為、事業の拡大実施を促しているところであるが、電気料還元による会員の負担軽減を図ること自治会の活性化に資していることから、今後は申請自治会等との意見交換を行いながら電気料金補助への移行を検討していく。	平成27年度	改善策組中
39	まちづくり 協働推進課	71	意見	(那覇市自治会緊急災害対策事業補助金) (自治会の加入率) 今後、どのようなように参加しやすい自治会を構築していくか自治会のあり方も含め検討が必要であろう。	要	平成26年度市民意識調査から明らかに、自治会の活動や存在を知られていないケースが多いため、広報活動の充実を促し、参加しやすい自治会の構築を支援する。 また、那覇市自治会連合会連合会研修会等で検討された加入拡大に向けた取り組みを支援する。	平成27年度	改善策組中
40	まちづくり 協働推進課	72	指摘事項	(那覇市自治会緊急災害対策事業補助金) (自治会の決議書の様式及び市の実施報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決議書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決議内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決議内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決議書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会連合会連合会事業補助金の精算に係る決議書については、様式を定めており、決議内容について、市の事後チェックが容易に行えるようになっている。	—	—
41	まちづくり 協働推進課	77	意見	(那覇市自治会緊急災害対策事業補助金) 交付先団体については、補助目的に沿った使用が図られているか、市の定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	改善策組中
42	まちづくり 協働推進課	78	指摘事項	(那覇市自治会緊急災害対策事業補助金) (自治会の決議書の様式及び市の実施報告書に対するチェック体制) 市の自治会は、財政支援が、補助目的に沿ってどのようなように支出されているかについて決議書等を用いて市民に明らかにし、各団体の決議内容や事業の実施状況について透明性を確保することは、支援を受けている側の当然の責務といえる。決議内容について市の事後チェックも必要であり、そのためには、チェックが容易に行えるよう自治会の決議書の様式を統一すべきである。	不要	那覇市自治会事務所資料補助金の精算に係る決議書については、既に様式を統一している。 自治会の決議書については、「自治会活動のびびき」において、基本フォーマットを提示しており、補助金等の収入に関しては、自治会の決議書に明確に記載するよう指導し確認をしている。	—	—
43	まちづくり 協働推進課	80	意見	(那覇市コミュニティ助成事業補助金) 今後当初の目的と利用がなされているか定期的な検証が必要である。	要	補助目的に沿った使用が図られているか確認し、必要に応じて検証を行う。	平成27年度	改善策組中
44	まちづくり 協働推進課	84	指摘事項	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の成果について 今後、市はこれら目的がどのように達成されているか、具体的な指標なり成果を公表する必要がある。	要	当該協議会は、那覇市協働大使の呼びかけを支援することを目的に活動している団体のため、その成果や具体的な指標を特定することが難しい。しかしながら、実績や取り組みについては、既に同協議会や市の広報誌等で公表しており、今後も広報をさらに充実させるよう、支援していきたい。	平成27年度	改善策組中
45	まちづくり 協働推進課	84	意見	(那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金) ・補助金の使途について まちづくり推進協議会の収支報告書については、補助の目的に従って支出されているかどうか、市による毎期の検証が必要である。	要	—	那覇市補助金等交付規則及び那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金交付要綱に従い、毎季において、使用目的、使途等について常に確認を行っている。(実態)	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指通区分	(平成26年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が必要なる理由			
46	文化振興課	90	指摘事項	(那覇市文化協会における収支決算の状況及び市のチェック体制) 自主事業も那覇市文化協会としての事業であるから、協会全体の決裁意旨に自主事業に係る収支を計上すべきであり、自主事業の入部料等の取り扱いについても会として規定を設けるべきである。については、補助金交付の事後の検証として、市による資金の使途等のチェックが必要である。	要	文化協会における収支の在りかを検討されるとともに、自主事業の入部料の取扱いについても規定を設けさせる等、継続して協賛・指導を行い、見直しを図っていく。	平成28年度	—	改善策組中
47	文化振興課	91	指摘事項	(那覇市文化協会に対する補助金のあり方) 決算内容等の収支報告に不備もあることから、適切な収支報告書であるかどうか疑念があるが、平成25年度の収支決算報告書によると収支差額金が約70万円あることなど、協会が支出する助成金の使途を含む収支の内容について再度精査した上で、市の補助金額の妥当性、必要性を再検討すべきである。	要	平成25年度より市からの受託事業の件数が増えたことにより収支差額が増えた。適切な収支報告書の指導を行い、自立に向けて今後の収支状況を見極めながら、補助金ガイドラインに沿って適正化を図っていく。	平成28年度	—	改善策組中
48	商工農水課	93	指摘事項	(那覇市農業振興対策補助金(那覇市農業振興事業 ビニールハウス設置補助)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。生産額がどれくらい増加している、本市農家の農業生産性の向上及び所得の増大に繋がっているのか判断できない。補助金の効果を判断するためにも、判断指標の整備が必要である。	不要	ビニールハウス設置補助事業については、平成26年度で終了している。事業終了後は5年間にわたって年度毎に実施状況報告書を出していることとなっており、その報告で指標の進捗状況を把握している。	—	—	—
49	商工農水課	97	指摘事項	(水産物流通支援事業補助金(市漁マゴロ等水産物流通支援補助金)) 当該補助金の効果はどれくらい達成されているか判断するための指標の整備が不十分である。どの程度補助目的が達成されたか、判断できない。十分な成果指標の整備が必要である。	要	この事業では、マゴロの認知度向上及びマゴロの消費拡大を図り、本市水産物の販路に繋げることを目的としている。そのため消費者にマゴロに触れる機会を増やすことが重要と考えられており、マゴロの認知度向上に繋がるようなイベント・補助事業を企画している。そのことからイベントへの参加者数が増加・安定することが、市魚マゴロの認知度向上、消費促進に繋がると考えられる。そのため成果指標をイベントの参加者数とする。	平成27年度	—	改善策組中
50	商工農水課	97	意見	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付目的について、イベント大会補助金については、「補助金が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する」とされていることから、今後の事業の継続性も含め、毎年、必要性の見直しが必要である。	要	本市が全国有数のマゴロ産地であることや、市の魚がマゴロJであることを各種イベント等で周知を図っているが、認知度がまだ低いいため事業振興の必要性を感じている。事業の継続性については、実施報告書により成果目標の達成状況を把握して検討することとしている。	平成27年度	—	改善策組中
51	商工農水課	99	指摘事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性について一考が必要であることは分かる。しかし、法人税等負担軽減は、平成25年度で約16億円であり、他団体では多いとは言えないことなど、補助金の効果を判断することができない。また、那覇市農産物振興会(那覇市農産物)の整備が必要である。また、那覇市農産物振興会については、事業所の移転、廃業や、従業員の退職等の労働環境が反映されていなければ、補助金交付先団体の就業環境についての調査も必要であろう。	要	助成金を交付した団体の財務状況を精査するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書)の提出を義務付ける旨の文を新たに追加する。	平成27年8月31日	—	改善策組中
52	商工農水課	101	指摘事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助金交付要綱に定める交付先からの入手資料について 交付先団体の事業の継続性等を財務面から判断するために、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。	要	助成金の交付を申請する団体の財務状況を精査するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書)等に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。	平成27年8月31日	—	改善策組中
53	商工農水課	104	指摘事項	(那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくり事業補助金) 那覇市におけるナイトカルチャー創出・発信拠点づくりに対してどのような効果があるのか、具体的に市民に対して啓発する必要がある。	不要	平成25年度で終了したため改善不要。国の採択した事業者に対する補助を行ったものである。採択事業者においては、本市の観光の振興であったナイトカルチャー創出の成果(移動式シアター)づくりを実施。平成26年度には、採択事業者が拠点を活用したナイトエンターテインメント(TEE! TEE! TEE!)を開催し多くの観客を行った。現在も新たな計画を行っている状況であり今後も期待されているところである。	—	—	—

(平成26年度)									
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要経緯	外部監査改善措置	実施期限	実施内容及 実施日及び実施内容	処理区分
54	商工農水課	106	指摘事項	(中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業補助金) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかどうかについて、成果指標の作成が必要である。 県に出展費用を補助するのみでなく、商談に向けての基礎整備等のサポートも別途必要であると考え、 沖縄県及び沖縄補助金が主催する「沖縄大交易会」との連携も必要ではないかと考える。	要	改善計画又は改善が不要な理由 成果指標を定めるために、平成27年度の実施要領に専断報告書に追加、出展の開始に関する成果報告書の提出を義務付ける。商談に向けての基礎整備については、今後さらに関係機関と連携して、サポートにつなげる支援を検討する。また、助成対象事業に「沖縄大交易会」への参加も追加した。	平成27年4月1日	成果指標を定める手段として、4月の募集より出展費の削減に関する成果報告書（成功報酬金額等）の提出を義務付けした。また、助成対象事業に「沖縄大交易会」への参加も追加した。	改善済み
55	商工農水課	109	指摘事項	(那覇市観光客運搬事業補助金) 県の一括交付金を活用して実施しているが、補助金の事業実行費及び執行費よりも低いものとなっており、事業効果が見えない。市の負担は少ないかと言え、もともと事業プラン自体に問題があるのではないかと。	不要	改善計画又は改善が不要な理由 平成26年度で事業が終了したため、改善不要。 平成24年度の事業開始から26年度までの3年間で延べ約10,000人の那覇市民が5つ星ホテルに宿泊したことから、本事業の趣旨である「観光客の誘客・滞在・消費・滞在」に関する近郊観光客の誘客をさらに強固にしたものと考え、 旅行客が急増したのは、台風等の天候不良による影響の欠けや、夏場利用が集中した等の理由で、利用出来なかった等の外的な要因であり、利用希望者は多くニーズも満たされたものと考え、当該事業としては、旅行客の誘客・滞在・消費・滞在の面で効果があったものと考え、改善は必要ない。	—	—	—
56	なほまちなか復興課	113	指摘事項	(那覇市復興マチャア支援助金・補助率について) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかについての成果指標の作成が必要である。	要	改善計画又は改善が不要な理由 当該補助金の申請書において、成果指標（目標値）を記載する。また、事業報告書の様式においても成果値の記載欄を設け、達成状況の確認を行う。	平成27年度	—	改善済み
57	なほまちなか復興課	114	指摘事項	(那覇市復興マチャア支援助金・補助率について) 当該補助金の補助率が90%と高く、中心市街地の活性化や市の重要施設等の活性化などであるが、他の補助金との整合性や公平性の観点から、また財政上の観点から、補助金ガイドラインに沿った補助率の見直しが必要である。	不要	改善計画又は改善が不要な理由 当該補助金の対象団体が活動する中心市街地は、戦後、那覇の顔として、商品やサービス提供の場であることに加え、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担い、街中で情緒的な空間を創出しながらい、近年では、都市機能の拡充、自動車化の進展、大型商業施設の増加、高齢化等の社会構造の変化、観光客の飛躍的な増加など、地域住民の生活環境は大きく変わり、商品構成やサービスの変化から、地域住民の「マチャア」離れが懸念されてきている。 中心市街地の衰退は、市全域及び周辺市町村に多大な影響を与えていることから、当該地域の活性化支援は本市の重要施策として実施してきている。対象団体は、これら先このエリアの中心的な活動主体であることから、行政の機動的な支援が求められ、財力が乏しいという現状を踏まえ高率補助金と見なしている。また、当該補助金の対象は、中心市街地の活性化に向けた事業を行う者を支援するために設立した、「那覇市復興マチャア支援助金」及び沖縄復興特別推進交付金を活用しており、本市の財政に負担を与えるものでないことから、上記理由も含め、当面は現行の補助率を継続していきます。	—	—	—
58	なほまちなか復興課	114	意見	(那覇市復興マチャア支援助金事業補助金)・実施報告書の事後チェックについて 実施報告書については、資金使途も含め、定期的な検証が必要である。	不要	改善計画又は改善が不要な理由 当該意見については、補助金の交付に必要な証書類は揃っており、交付の書類上の問題は発生しておらず、その証書類の一つに關して詳細な内容を確認したものであります。証書類は口頭で回答していますが、その詳細については、後述のとおり正確な報告しただけであります。現行の事後報告時には、後述の証書類を基に、伝達も含め確認しており、交付手続き上、検証問題はないことから、改善の必要はないものと考えております。	—	—	—
59	観光課	127	意見	(ストリートダンスバトルin 国際通り観光客事業) 公募制を導入したいという声があるが、市の団体が参入することはできないことから、補助金の適正化および公平性の観点から、公募制で募集し、また当該補助金の適正化や公平性が担保できる。よって、本補助金の交付要綱の見直しが必要である。	要	改善計画又は改善が不要な理由 —	—	当該事業に対する補助金については、平成26年度を最後に廃止した。	改善済み
60	観光課	127	指摘事項	(ストリートダンスバトルin 国際通り観光客事業)・補助金の効果 市の所管事業としての検証結果では、「補助金の有効性について、参加者及び観客数が少なく、観光誘客への効果は十分に発揮できていない。補助金の廃止を含め検討が必要。」との見解がなされている。 本補助金による観光誘客効果は低いと思われる。市の所管事業の見直しにも資するため、本補助金の廃止を含め検討する必要がある。	要	改善計画又は改善が不要な理由 —	—	当該事業に対する補助金については、平成26年度を最後に廃止した。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	外 部 監 査 改 善 措 置	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	環境政策課	131	指摘事項	【那覇市住宅用太陽光発電システム補助金】 当該補助金の目的は、太陽エネルギー利用システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止を図ることにも、市民が太陽光発電システムを導入することによって、これら目的が達成されるものである。また、平成26年6月に改訂された「第2次那覇市環境基本計画」に示した取り組みも求められる。	要	太陽光発電システム導入助成事業は、H26年度の年度中途(7月頃)に沖縄電力の接続保留問題により、新築の申請が見込まなくなっているため、当面廃止し、H27年度からは「住宅用エネルギー設備導入促進助成事業」として、太陽光発電システムとエコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)の設置費用を補助対象とし、引き続き地球温暖化防止に貢献する。 第2次那覇市環境基本計画における新エネルギー導入と省エネルギー推進は、温暖化対策としての各主体が取り組み、関係相互の連携を図りながら計画を推進する。 なお、成果指標については、環境基本計画における本市の「温室効果ガス排出量(15年度)の削減率(削減率)をH27年度を基準年度とし、削減率(削減率)をH28年度より5%削減する改善目標を掲げている。 また、温室効果ガス排出量は毎年公表し、進捗管理を行っている。	平成27年度	—	改善取組中
62	環境政策課	135	指摘事項	【屋上・壁面緑化助成金】 那覇市温室効果ガス削減計画にもあるように、当該補助金の事業の執行等にはかなり低い。また、事業実施に伴う成果について検証が必要である。また、市としても那覇市民及びセンターに対して必要な対応が必要である。	要	事業執行率(H25年度34.8%、H26年度33.8%)は、H23年の東北大震災の影響等により、建物への負荷の軽減や経済状況もあり、目標値を達成できていない。 また、建築物における屋上・壁面緑化は、一定程度の普及が進んでいることとあり、H26年度に第4次那覇市総合計画において設定した目標値(H24年度16,000㎡、H25年度25,000㎡)であるが、H15～H26年度までの実績は14,758㎡であり、実績値も考慮しながら、目標値の見直しも必要であると考えられている。 今後は、助成対象の見直しを含めた事業のあり方を再検討するとともに、住宅新築や既存建物の活用等により、広域緑化の改善を行いながら、手続に取り組みの強化を図り、各イベントでの事業PRを推進する。	平成27年度	—	改善取組中
63	環境保全課	138	意見	【那覇市水鳥・環境センター管理運営協議会(負担金)】 市入手の事業運営によれば、利用者数の増加など、負担金支出の効率が認められる。引き続き同センターの有効利用が図られるよう、市としても那覇市民及びセンターに対して必要な対応が必要である。	不要	＜那覇市民＞ ・市民の友などの広報紙はもとより、環境・水鳥環境センターのパンフレット等を供覧し、各支所の窓口等に積極的に配付し、あらゆる機会を通じて、市民の利用促進が図られるよう情報提供に努めている。今後とも引き続き働きかけていく。 ＜対センター＞ 毎月1回、担当委員会を開催し、意見交換等としており、観光客の積極的誘致のため、広報活動や広域緑化の活用方法など、調査、センターへ利用者増の提案を行っている。	—	—	—
64	環境保全課	139	意見	【那覇市水鳥・環境センター管理運営協議会(負担金)】 ・負担金の支払額が削減された。 「説明資料」は存在するが、 「負担金」などの正式な文書はないことである。負担金の額が削減する割合などについて、正式な文書を作成することによって、市民の理解が深まる。また、センターの運営費についても、市として毎年検証することが必要である。	要	・環境水鳥・環境センターの運営の適正管理の面から、負担金の設定に関し、必要事項は説明している。この件につき去った3月の理事会において提案し、引き続き担当委員の場で協議に際して協議していくことを確認した。各構成団体の基盤を踏まえ、短縮したセンターの事例を参考にしながら、事業等の進捗が速まれば、検証する。 ・センターの運営費については、毎年那覇市、意見都市の会計管理者による監査を行い、那覇市那覇自然環境事務所、沖縄県環境部、那覇市、意見都市の4機関で構成される当市管理運営協議会の総会において、予算・決算書の承認がなされている。	平成27年度	—	改善取組中
65	福祉政策課	142	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会補助金】 【おれあいのまちづくり事業】 専任相談員による相談業務については、那覇市の法律相談への対応又は分署や時間市等の連携を図ることにより、削減又は廃止することを検討すべきである。	不要	当該事業は相談後の福祉面からのアウトリーチへつなげていく目的であり、市の法律相談は職員が担当することから、削減又は廃止はなじまないものと考えられる。	—	—	—
66	福祉政策課	143	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金】 【ボランティア活動事業】 緊急性・専門性がほとんどなく、面談などの方策を検討すべきである。	不要	ボランティア支援事業については、当該法人以上にノウハウを有する団体はないと考えられ、また、当該法人はボランティアセンターが市社協へ設置されることを鑑みても、市社協が行うべきであると考えられる。 (改善案) 生活福祉資金貸付事業については、当該法人と緊密に連携していく。 (改善案) 重篤な身体障害者医療費等貸付事業は、対象者の方々の医療費に伴う手続等の負担軽減を目的とするとは、国保制度上の財政的負担の軽減を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による貸付事業を現状のとおりに継続し、誰もが福祉の向上に努めていきたい。	—	—	—
67	福祉政策課	144	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会補助金】 【貸付事業】 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金貸付事業については、重篤な身体障害者医療費等貸付事業については、また、重篤な身体障害者医療費等貸付事業については、また、市社協の事業として実施すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。	要	(改善案) 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金貸付事業については、重篤な身体障害者医療費等貸付事業については、また、重篤な身体障害者医療費等貸付事業については、また、市社協の事業として実施すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。	平成27年度	—	改善取組中

(平成26年度)											
ID	所管部署	頁番号	招掲区分	招掲事項又は意見の内容	改善の 必要性	外部監査 改善が不要な理由	措置	要	実施期間	実施内容	処理区分
68	福祉政策課	147	招掲事項	(那覇保健医療関係補助金) 補助金の金額について、南部市町村会が決定し、譲出した金額を交付するという方法が、その支出様相の合理性が疑いとなされるまま常態化しており、偶然と補助金の交付性が一致している。特に南部市町村会により決定された金額を適用する方は、少なからずとも南部市が独自にチャレンジを及ぼし、補助交付の必要経費や程度(金額)を保証し、改善要求ができる状態を確認すべきである。	不要	当該団体の加入者が事業の自治体であることを、南留町町会で協議の上、各自団体の負担(金額)を設定することは適当であると認識している。しかし、当該団体の収支政策をチェックする中で、不適切な事実があれば、速やかに改善要求していく。	—	—	—	—	
69	福祉政策課	151	招掲事項	(那覇市地域福祉基金事業補助金) 補助金を交付する際には、関係団体事業の進捗及び補助金額の状況をより慎重に行うべきであり、補助金交付後において、実績報告書及び領収書等のチェックをより厳しく行うべきである。	不要	交付団体が提出した当該補助金の実績報告書及び領収書を精査している。補助事業の進捗については、選定委員会では、申請団体の収支状況も参考にするが、運営の主眼は、事業効果であり、他の事業で公的補助を受けている等の事情により当該補助金交付の対象外とすることは考えていない。	—	—	—	—	
70	福祉政策課	154	招掲事項	(那覇市社会福祉協議会補助金(法人役員報酬事業)) 事業立ち上げ当時、依頼者の多くは役員報酬・経営の点において、派遣として安易であつたといわざるを得ない。今後、十分な数の専任スタッフを配置できないのであれば、現在委任している案件限りで上記事業を中止し、補助金交付を廃止することも検討すべきである。	不要	当該事業の必要性を認めており、27年度補助金は国の補助金を活用できたことから、現時点では原回には考えていない。	—	—	—	—	
71	福祉政策課	157	招掲事項	(那覇市社会福祉協議会補助金(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)) 国に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。また、原に補助を継続するのであれば、当該補助金のうちエコツキを強化し、年度別に補助金の必要性についての具体的な検討を行うべきである。さらに、広く団体を一般公募することとして、より低い金額の補助金支出で済む団体を決定することを検討すべきである。	要	平成27年度は事業費補助とするため、平成27年度の事業計画書を作成し、内容確認を行った。当該団体は、市内の知的障がい者の交流促進を其の目的とする団体であり、今後も事業計画を進めたい意向についてもチェックが行っている。交付対象団体の公募については、当該団体は、会員それぞれが市内にある別々の作業場等に所属しているが、その総を越え、課題や知の障がい者への支援活動等で行き交わることができると考え、公募にはそぐわないと考えます。	平成27年度	改善が不要な理由	平成26年度の支出予算については、領収書や帳簿の照合を行った。平成27年からは事業費補助への切り替えを通知した。	改善が不要	
72	福祉政策課	160	招掲事項	(那覇市シルバー人材センター運営補助金) 県内に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、安定持続である平成29年度ごろを目処に補助金を廃止すべきである。	要	シルバー人材センター事業に対する国の補助事業の考え方、地方公共団体が運営補助を行うことが前提とされ、市の補助金が国の補助金並況と同様性があり、運営補助金から事業補助金に切り替える事でシルバーの国からの補助金による影響が不明瞭のため、所管をも確認をとりながら、改善の努力をしたいと考えております。	平成27年度	—	—	改善が不要	
73	福祉政策課	162	招掲事項	(那覇市老人ホーム運営費補助金) 補助金を大幅に上回る利益(剰余金)が出ている以上、補助金交付の必要性はなく、上記補助金は廃止すべきである。また、毎年度において、補助団体(協賛会)が運営する施設若しくは老人ホーム以外の事業について改善要望を寄せ、精査すべきである。	不要	郵政老人ホームは、無料又は低額な料金を人前させることを目的とした施設で、市民利用の一部を補助することで入居者数が増加して減額されるものであり、実質的には利用者によって運営されているものである。そのため当該補助金を廃止することは事業の趣旨と相容れませんが、また、補助金については規定のサービスクラウドを利用する額を超過した実費分を支出しています。高齢者生活介護のサービス提供時に給付される介護保険料から成るものであり、これに対し超過分は、各員報酬等の支出がなく人員費45%と所得の事案所の平均44%と比較して大増に増加しているという自局努力によってもたらされたものです。また当該事業以外での決算書類についてもすでに提出を受けており概観をいたしております。平成27年度末においては、市の財政事情を鑑み削減を図ることです。	—	—	—	—	
74	福祉政策課	166	意見	(那覇市救急医療関係補助金) 救急医療関係補助金については、民間の病院も救急医療事業に参入していることもあり、必要額は大きく減少したため、交付の目的も達成していることから、当該補助金については、平成27年度で廃止する予定である。	要	—	—	—	—	当該補助金については、平成27年度から廃止。	改善済み
75	福祉政策課	169	意見	(那覇市災害対策関係補助金) 事業費、災害対策用の設備品の整備などから、利用する場合は、災害対策用の設備品は無いことは無いが、いざという時に適切な備品が無いのは懸念がある。また、災害対策用の設備品の整備に適切な運用方法の確立が必要である。	要	—	—	—	—	災害時において適切に利用できるような専用施設にて保管し、災害発生時に迅速に搬出できるように、また、災害対策用の設備品の整備に適切な運用方法の確立が必要である。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指標区分	指標事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	外部監 査	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
76	地域保健課	171	意見	(特定不妊治療費助成金) 特定不妊治療の結果、妊娠に至ったケースについては、夫婦のプライバシーなどもあり、市としては把握してはならないとのことであったが、事業実施については、県とも連携して把握が必要がある。市としても独自の「不妊相談センター」設置が必要か否か検討された。	不要		特定不妊治療の結果、妊娠に至ったケースについては、市が助成した者として把握出来ないが、県内の指定医療機関の医師に把握している。 「不妊相談センター」の12年度における本市の相談者数は、確認が取れている分37件であり、専門職、人材の確保、適切な相談窓口等の確保、事業内容の充実について検討した結果、県のセンターを活用することが不妊に悩む方々への医療サービスの充実につながるかと考え、市独自の設置は不要。	—	—	—
77	こども政策課	174	指標事項	(児童クラブ運営補助金) 市は、決算日当初の暫定の事業収支決算書の提出を求めているが、3月末日までの事業収支決算書提出及び事業者の公平性を考慮すると、決算書は3月末日の決算日のものの提出とし、提出期限も4月の早期の提出へと訂正すべきである。	不要		児童児童クラブへの運営補助金については、昭陽市補助金等交付規則第15条に基づき、分割して事前に送金交付している。概算私による支出は地方自治法施行令の適用となり、概算私した年度内(3月末日)までに精算することになっている。	—	—	—
78	こども政策課	174	意見	(児童保育と新制度における今後の市町村の関わりについての意見) 2015年4月1日以後の新制度の施行後は、昭陽市でも、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。	要		平成27年2月に新制度の交付基準額が公表され、6月に神崎県主催の説明会が開催。 平成27年9月補正にて、新制度に基づき予算要求を行う。	平成27年9月末	—	改善取組中
79	こどもみらい課	178	意見	(特別保育事業(単区分・健がい児保育事業)) 基酒額の意図は強制的に十分な合理性があるとは言えない。健がい児の保育について知照・経験等を有する専任の保育士を配置するにあたり、十分に必要な人件費負担を算定する必要がある。 補助金の支給基準も中年度及び年度に区別している最低も合理性がある。人員配置基準は年度・中年度とも、同一基準であるのに、人件費負担では多寡があるのは、新規に健がい児受け入れ事業を始めようとする認可保育園の参画を阻害する要因となる可能性がある。度がい児に対する公的手当の基準である中年度と年度という一律の基準によつて、保育士の業務上の負担増の多寡も判断されているが、その判断基準が適正かどうかの検証はされているとは言えない。	要		児童の健がい児の措置(年度・中年度)に関わらず一律の人員配置基準(児童3人につき1人)を適用している。指標の通り、現実的には年度対応の人員と中年度対応の人員に保育士等の確保を要することはできず、補助金の支給基準に差を設けることは合理的とはいえない。 このようなかから意見あること、障がい児を保育する加配保育士を配置した場合、児童がみだを保育する保育士の人員数(保育所運営費国庫負担金)における保育士の比率が中年度による)を基準額とする補助制度にあらわめるべく、調整を行うものとする。	平成28年2月	—	改善取組中
80	こどもみらい課	180	指標事項	(特別保育事業(単区分・地域活動事業)) 効果面において現在の現状基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかが疑念が近しい。保育園庭舎等自ら地域公民会との交流を行い、機運的に地域に根ざした催事を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない事項である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、促進を具体的に原	要		指標をふまえ、今後は、補助金の使途(実費費)を明確に示すとともに、総額的事業(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の熟練に努めていくこととする。	H27年度	—	改善取組中
81	こどもみらい課	184	意見	(認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金) 本件補助金の取組目的は、十分理解できるものであるが、基酒額の運用面では指導監督基準を満たす認可外保育施設数が十分あるのとは言いえないため、有効に機能しているとは言い難い。今後、市は積極的に指導監督基準遵守への管理活動を行う必要がある。	不要		本補助事業の対象とされる施設を増やしていくため、指導監督基準を満たしていても、認可外保育施設に對しては指導監督基準の重要性についての理解の理解を深めるために、指導監督基準達成に向けて必要な指導、助言を継続して行っていく。	—	—	—
82	こどもみらい課	184	指標事項	(認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金)補助金の終了時期 本件補助金はプロジェクト的な性質のものであり、その時々の需要に応じて、期間限定で運行すべきであった、継続的にする性質のものではない。今後も時期を見計らって定期的に実施すべきである。	不要		本事業は一括交付金を活用して取り組んでいる事業である。本事業を必要としながらも補助要件の一部を満たさずに本事業の活用に至っていない施設もある。このような施設に対しては要件が満たせられず指導、助言を行い活用を図っているところであり、一括交付金事業期間中は継続して実施していきたい。	—	—	—
83	こどもみらい課	186	意見	(特別児童養育施設特別事業(認可外)保育施設修繕事業) 認可外保育施設設備修繕の意味でも、本件補助金は2回に分けて実施し、補助金の上限を上げるように県に打申し	不要		研修による保育の質向上と補助金による児童の処遇向上の相乗効果が期待される。認可外保育施設において必要性と効果が高いので、現状を継続して実施する。	—	—	—

(平成26年度)				外部監査改善計画票					
10	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	こどもみらい課	188	意見	(認可外保育施設集中対策支援事業補助金) 本件補助金は、認可外保育施設の増設に関する費用の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが望まれる。	不要	今後も、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが望まれる。	—	—	—
		191	意見	(幼稚園児童対策特別事業(認可外保育施設整備事業)補助金) 本件補助金は、幼稚園児童対策特別事業(認可外保育施設整備事業)の補助に充てられ、認可外保育施設から情報、意見を吸い上げ、改善を促すことが望まれる。	不要	認可外保育施設の増設と認可外保育施設の認可基準とは違いますが、認可外保育施設の増設と認可外保育施設の認可基準とは			

ID	所管部署	頁番	指摘区分	(平成26年度) 指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	外 部 監 査 改 善 措 置 票 改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
93	予防課	215	意見	(那覇市女性消防クラブ補助金) 那覇市女性消防クラブの設立は速いと思われるが、現時的には、消防マンパワーは、ボランティアであり、主に、平均年齢も65歳と高齢化が進んでおり、会の運営体制面で不安が残る。 他の自治体の事例も参考にしながら、今後の運営方法を検討する必要がある。また、同クラブの実際の活動状況は、市民にあまり知られていないと思われるので、積極的に活動内容等を広報する必要がある。	要	会員の加入促進のため女性消防クラブを中心とした訓練に、地域の市長が参加し、曜日・時間帯にあわせて実施すると共に消防職員も参加し、生活者の視点に立ち、学生団で予定される卒業修業を履かずに、日常生活に立つ研修内容などに取組み活性化につながるきっかけを作りを構築する。 広報活動に関しては、市民の友、関係機関が発行する広報紙、ホームページなどを活用し積極的なPR活動に努める。	平成27年度	—	改善取組中
94	生涯学習課	225	意見	(那覇市育英会補助金) 従来は、那覇市在住の子弟が対象であったが、公益財団法人移行時に県内在住に資格要件の変更を行っているが、那覇市育英会であり、市民の子弟が優先的に貸与を受けられることが望ましい。	不要	貸与生予定者総数を超えて応募があった場合等において、那覇市以外の子弟と競合した場合は、那覇市内に住所を有する者の子弟を優先している。	—	—	—
95	生涯学習課	225	意見	(那覇市育英会補助金) 貸与実績について 過去の貸与実績をみると、応募者に対して貸与生が下回っている。予備の範囲内での貸与になり、また、他の県や国の制度との重複の申し込みにあっても、経済的に困難に陥っていて、優秀な学生のニーズに多く応えられるようさらに貸与実績を増やすことが求められる。	要	—	—	那覇市育英会は貸与実績を増やすため、広域的に募集等広報事業を展開しており、平成27年度からは新規貸与生年の増員を図っている。	改善済み
96	生涯学習課	226	意見	(那覇市育英会補助金) 償還金滞納状況 償還金の滞納率については、滞納者別の滞納事由の分析や督促等管理がなされている。滞納者別は、償還金が新たな貸与身資金になることの理解も得ながら回収を進めて行く必要がある。	不要	新規貸与生については、毎年6月に説明会で奨学金制度の趣旨や貸与金の財源について丁寧に説明している。 また、償還滞り文にも償還金が貸与対象者（後輩）への新たな貸与資金に還元される旨記載するなど制度の周知と理解に努めている。	—	—	—
97	生涯学習課	226	指摘事項	(那覇市育英会の理事長が市長であることについて) 補助金の交付制と受領制が同一であることは、補助金交付の公平性等につき懸念を招かせることになり問題である。また、那覇市育英会には公益認定を受け、公益財団法人であることも考慮しなければならない。 市は、他の団体の同様のケースがあるかどうか調査し、市長が財政権限団体の長に就任できるケースとできないケースについて、指針を定めるなどして明確にすべきである。	要	那覇市育英会は、企業や市民から広く寄付金を募り奨学金貸与の原資とし、理事長が市長であるというところは、会の知見を上げ、財政的安定性を確保するうえでも必要とも考えられるが指導事項を議決改善策がないが、那覇市育英会へ働きかける。	平成27年度	—	改善取組中
98	市民スポーツ課	232	意見	(那覇市体育協会運営補助金) 本補助金は、那覇市体育協会の本会の事業としようべき那覇市社会体育普及振興事業活動に必要な費用として補助されている。本補助金は、各市民団体がスポーツ大会、県民体育大会、那覇市スポーツ少年団育成事業に活用されており、補助金の目的に沿った必要性及び成果が認められる。	不要	補助金の目的に沿って、今後も継続していく。	—	—	—
99	市民スポーツ課	232	意見	(県体育協会加盟負担金支出について) 補助金交付対象が、その上部団体等に資金の一部を負担金等名目で交付する仕組みがどこでも見られる。実質的には、市補助金の真正性においてこのような負担金の影響は考慮されるべきでないが、その負担金の使い道や負担金交付の経路を明らかにし、また、その負担金を支出し配分しなければならぬ理由も明らかにする必要がある。 負担金の額の真正性や交付方法については、県体育協会の規定の目録しも関係するべきな問題であるが、このような多額の負担金を那覇市体育協会に負わせるのではなく、市が直接負担するなどどの方法も必要である。そのことにより、市は負担金の使途や負担金の見直しにも直接的に関与できる。	不要	負担金の算定方法については、沖縄県体育協会と那覇市体育協会を含む加盟団体の双方が協議すべきであり、市が直接負担する性質のものではないとお、平成26年度には、県体育協会の規約が改正され、負担金の上限額が200万円に軽減されている。 今後は、那覇市体育協会の決算報告の際に沖縄県体育協会の決算報告等を添付することにより、負担金の使途について確認を行うこととする。	—	—	—
100	市民スポーツ課	233	意見	(那覇市自動販売機収入について) 那覇市自動販売機収入は、自動販売機の販賣品を自動販売機で自動販売機が設置することによって、市が自動販売機収入として自動販売機が設置する事業者の運営に係る基本方針）及び市基本方針を受けた「教育財産における自動販売機設置に係る事務処理要綱」により定められている。市は、自動販売機収入の真正性や交付方法については、県体育協会の規定の目録しも関係するべきな問題であるが、このような多額の負担金を那覇市体育協会に負わせるのではなく、市が直接負担するなどどの方法も必要である。そのことにより、市は負担金の使途や負担金の見直しにも直接的に関与できる。	要	那覇市体育協会の活動の目的は、スポーツの普及・振興であり、その活動を支援するためには自動販売機収入がなくてはならない。現段階においては、自動販売機収入以外の収入を見出すことは困難である。今後は、他市町村の体育協会の状況も確認しながら、自動販売機収入に代わる収入について研究していく。	平成28年度	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	(平成26年度)	改善の 必要性	外部 監査 改善 措置 理由	実施期限	実施日及び実施内容	処置区分
101	市民スポーツ課	237	意見	(児童のスポーツ県外派遣補助金) 当該補助金の対象団体については、1 会計年度1 団体（又は個人）につき1 回を限度としている。補助額は予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助がなされるわけではない。スポーツ競技団体等によっては常連団体等もあり、同じ団体でも毎年補助を受けるケースもある。市では、補助回数を1 団体につき年々1 回に限定するなどの取組の見直しを行っているが、できるだけ多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらに工夫することもある必要である。	不要		特定の競技において、強豪チームが幼年選手も県外派遣の権利を得て、補助対象になることもあるが、メンバーの入れ替えなどあり、保護者の経済的負担の軽減の面から、公平性は保たれている。 また、補助金は原則として予算の範囲内で執行することとし、派遣対象の大会については、競技人員数を考慮しながら各競技団体と協議して決定しており、公平性が保たれていることから、特別枠は設けず現状とおりとする。	—	—	—
102	学校教育課	242	意見	(児童・生徒の県外派遣に関する補助金) 当該補助金の対象団体等については、予算の範囲内であるため、すべての大会派遣について補助されるわけではない。また、競技団体によっては常連校もあり、同じ学校が毎年補助を受けるケースもある。市では、補助回数を1 団体につき年々1 回に限定するなどの取組の見直しを行っているが、できるだけ多くの団体が補助を受けられるように特別枠を設けるなど、さらに工夫することもある必要はないかと考える。	不要		補助金の対象団体等については、できるだけ多くの団体が公平に補助を受けられるよう平成26年度に要綱の改正を行っており、それ以降において申請のあった団体は全て補助を受けられている状況である。特定の競技の常連校が毎年連年補助を受けられる場合でも、対象生徒は年度によって異なる場合もあり、必ずしも同じメンバーに補助しているものではない。また、特別枠を設けることは、競技型の公平性の観点から現状のとおりとする。	—	—	—
103	学校教育課	244	意見	(共済会負担金小中学校) 方が一、事故が発生した場合に、共済からの給付対象とならないケースとされ、治療費等で多額の自己負担が生じることあり得るので、掛け金徴収時においては、制度の内容について保護者等へ周知徹底すべきである。また、掛け金については、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対してさらなる減額を働きかけて行く必要がある。	不要		学校、登下校での事故に対応するため、スポーツ振興センターと契約を結び事故や怪我に備えている。新一年生に対しては、毎年度4月に制度の内容や医療の対象範囲について、手紙やチラシ等で保護者への通知を行っている。また、教育委員会のホームページにも同内容を掲載し、年間を通じて確認ができるようにしている。掛け金については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の道徳に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」により定められており、自治体において減額を交渉できる性質のものではない。また、特別措置により沖縄県は他県と比較して半額に設定されている。	—	—	—
104	学校教育課	246	指摘事項	(那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金) 補助交付先団体の決算概要については、補助金に係る収支報告を受ける段階でチェックしておくべきである。	要		—	—	当該事業の決算概要については、平成25年度より事業関係者より収支報告等の監査書類による確認を行っている。	改善済み
105	学校教育課	246	指摘事項	(沖縄県中学校体育連盟に対する分相金支出について) 直後の補助金交付先団体を介して上部団体等へ交付金、分相金等の名目で支出している団体は、ほかにも多数存在するが、上部団体等への交付金、分相金等支出が、交付先団体の直後の事業に際するののかどうか疑問である。補助金ガイドラインでは、以下の取り扱いとされている。 ④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、緊急性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられなければ、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断する。 今後は、上記補助金ガイドラインの取り扱いに従って、再補助について見直しをするべきである。	不要		那覇地区中学校体育連盟への補助金は、「那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱」に基づき、事業経費を対象としている。当該団体の収入は、那覇市だけの補助金だけでなく、浦添市・南大東村・北大東村・久米島町からの補助金、それ以外にも生徒負担分として各学校より徴収した分がある。その中から、県中体連の分相金の支出をおこなっているため、那覇市からの再補助にはあたらないと考える。 また、県中体連で行う事業は、各地区で行われる大会等の上位大会であり、全県的な事業を運営するための分相金を負担しているものであり、本市のみの負担分を明確にすることはできず、直接、特定の事業に補助金として支出する性質のものではない。今後とも、基盤報告、決算概要について審査を行い、適正に執行されているか確認を行うものとする。	—	—	—
106	青少年育成課	249	指摘事項	(生涯学習振興会補助金那覇市青少年健全育成市民会議) 那覇市青少年健全育成市民会議は、その目的として「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのかかわりにくい。例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、同市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。	要		市民会議の目的でもある「青少年の健全育成を図ること」は、家庭教育、学校教育、社会教育等の様々な要因が総合的に作用しているものであり、その成果についても市民会議（社会教育）の活動だけを取り上げて見ることができない。 また、「健全育成を図ること」は大人への成長過程での関与なので、成果がすべて目に見える形で現れるものではないと認識されている。 市民会議の活動が目に見える形で示せるよう、その実績について数値化できるものは具体的に記録するとともに、広報新聞の強化を図り、市民会議の事業意義、活動内容を各方面に発信できるよう取り組み（インターネット）の作成を行うよう促す。広報、周知を通して、より多くの市民の理解を得ることと、賛同の輪、活動の場を拡げ、運営の拡充にも繋げていきたい。	平成27年度	—	改善取組中

988

ID	所管部署	頁番号	指商区分	指摘事項又は意見の内容 (平成26年度)	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
114	観光課	269	指摘事項	（観光協会に係る経費） 「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、飲食費、総務費、直接事業と関連のない出張旅費・研修費・食糧費等（総務的なもの等）」の記載がされており、当ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。 補助金の金額を決定する際には、当ガイドラインに照らして、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定が必要とされるべきである。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費をより一層明確にする。	平成27年度	—	改善取組中
115	観光課	269	意見	（事業費の検証） 補助金を利用された事業費の検証について、事業費支出の請求書や領収書等の証拠を提示するのみで、発生した経費が事業費として本当に必要であったものであるのか、取引の内容の検証まで行われていない。事業費の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、実態調査・検証まで行う必要がある。	要	(一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。	平成29年度	—	改善取組中
116	観光課	269	意見	（業者の選定方法） 当法人の業者選定方法について現状は、候補の業者に、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を集めた業者に決定するというものであった。当該方法だと、先に金額が提示されているため、当該価格が相場に合った金額かどうかはわからない。また、事業費を決定する観点から適当であるとは言えない。このため、事前に金額を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書を比較して業者選定する必要がある。	要	(一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。契約手法等についても検証する。	平成29年度	—	改善取組中
117	観光課	269	指摘事項	（補助金の効果の測定） 補助金の成果指標が明確にされておらず、補助金の支出効果が把握できない。補助金交付当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標等を用いた効果測定を行う必要がある。	要	「那覇市への入込み観光客数等」以外に指標となり得るものがあるかを検証する。	平成29年度	—	改善取組中
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金】（那覇まちまーい） すべてのコースについて採算性や収支計画と実績（利用率、スタッフの稼働率等）の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。「那覇まちまーい」事業を自立させるためには、採算性があるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながり、最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予算比較等により、各コースの見直しを行い、「那覇まちまーい」事業としての自立性向上に努めるべきである。	要	(一社)那覇市観光協会と、各コースの採算性を把握する手法について調整する。	平成27年度	—	改善取組中
119	観光課	272	指摘事項	（補助金の算定方法） 本補助金の算定方法については、過去からの償還等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助金の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。	平成27年度	—	改善取組中
120	観光課	272	意見	（事業費の検証） 本補助金の金額を決定する際に、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に沿った経費であるか、発生した経費の内容までの検証が適切に行われていない。限りある補助金を、有効にかつ効果的に利用するためにも、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。	要	(一社)那覇市観光協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。事業実施内容についても検証する。	平成27年度	—	改善取組中

990

(平成26年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票				
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
128	福祉政策課	302	指摘事項	【那覇市社会福祉協議会】 表態事業の成果について、事業計画段階において具体的な成果目標を定め、その成果目標に対して実績はどうであったか、客観的な分析を行うことが無いと、せっかく外部の第3者による事業評価を受けても実効性あるものにはならない。今後は、具体的な事業成果目標の設定が不可欠である。	要	—	—	平成27年3月に策定した第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画で当該法人の具体的な成果目標が設定されている。今後はその事業実績に対して適正な評価を受けていくものと考ええる。	改善済み
129	福祉政策課	302	意見	(給与体系の見直し) 他の同種団体と比べ明らかな差がある場合を除き、いくらの給与が妥当かどうかを調べることは困難であるが、社協の事業成果が評価されるものであれば、所定の給与が支給されて当然である。	不要	当該法人の事業活動について市は評価しているものであるが、給与体系は、当該法人が総合的に判断して決定するものであり、当市が給与改善の要求を行うことは考えていない。	—	—	—
130	福祉政策課	305	意見	(事業活動収支の状況) 社協は、いわゆる労働集約型の事業を実施しているもので、収支に占める人件費の割合が高いことは当然であるが、施設については、原則として、市からの無償貸与を受けていることも理由のひとつと考えられる。社協は、このような目に見えない（間接的な）住民の支援を受けていることも考慮して事業運営にあたる必要がある。	不要	当該法人は目下より行政では支拂できないような活動を精力的に行っている。そのような意味からも、意見にある内容についても十分に留意し活動を展開しているものと考ええる。	—	—	—
131	福祉政策課	308	指摘事項	(積立金について) 介護保険事業等財政調整積立金について、現状の設置目的が、規程上の設置趣旨の範囲内かどうか不明確であり、設置目的を明確にすべきである。また、積立金等は補助金等の金額を算定する際の重要な判断材料にもなると思われるので、積立金等の設定趣旨、取崩基額及び積立目標額等についての情報開示を積極的に行うべきである。	要	当該積立金の設置目的を聴取し、不明確であれば、当該法人へその是正と明確化を求めていきたい。その情報開示については、法人へ働きかけていきたい。	平成27年度	—	改善取組中
132	福祉政策課	308	意見	(那覇市社会福祉協議会の役割について) 今後は、制度内の福祉サービスだけではなく、制度外のサービスにも那覇市社協のもつ専門性を生かして、積極的に対応していく必要がある。そして、その成果に関する説明責任を果たしていくことで、社協に対する市民の期待や評価もますます高まるものと思われる。そのために必要な財政支援については、市は当然に行うべきである。	不要	当該法人の事業活動について本市は評価しているものであり、財政支援については事業内容等を精査するとともに、本市の財政状況を踏まえて対応するものと考ええる。	—	—	—